

社会福祉法人姫路潮会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人姫路潮会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。ただし、交通費の実費が報酬額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(役員等の報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給時期、支給方法は、下記のとおりとする。

- (1) 役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- (2) 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表 1 交通費の実費が次の報酬額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 理事会及び評議員会等に出席した場合の報酬

姫路市内、およびその近隣市町村	日額 10,000 円
上記以外の地域	日額 15,000 円

(源泉所得税控除後の金額)

(2) 監事が、監査を実施した場合の報酬

姫路市内、およびその近隣市町村	日額 30,000 円
上記以外の地域	日額 35,000 円

(源泉所得税控除後の金額)

(3) 監事が、行政監査に出席した場合の報酬

姫路市内、およびその近隣市町村	日額 20,000 円
-----------------	-------------